

# 「まちづくり三法」とは何か

大店法(S49～H12)の廃止  
中小小売業者との商業調整の廃止。

## いわゆる「まちづくり三法」の制定等

### 大店立地法(H12～)

大型店の立地に際して、「周辺的生活環境の保持」の観点からの配慮を求める。

(配慮事項)

- ・交通渋滞・安全確保への対策
- ・騒音対策
- ・廃棄物の保管、処理対策 等

### 都市計画法の改正によるゾーニング (土地利用規制)(H10～)

地域毎に大型店の適正な立地を実現。

大型店の郊外立地を規制する必要があると市町村が判断した場合の土地利用規制制度を措置。(特別用途地区、特定用途制限地域)

### 中心市街地活性化法(H10～)

中心市街地の活性化のために8府省庁で「市街地の整備改善」、「商業等の活性化」を一体的に推進。